

独占禁止法の課徴金制度 拡充等の報告書

制度調査部
堀内勇世

独占禁止法関連

【要約】

2007年6月26日、「独占禁止法基本問題懇談会報告書」が公表された。

この報告書では、「課徴金制度の在り方」と「審判、行政調査手続等の在り方」について検討結果が掲載されている。

この報告書の概要を紹介する。

1. 報告書の公表

内閣官房長官の懇談会である「独占禁止法基本問題懇談会」（以下、「懇談会」）^(注1)が、2007年（平成19年）6月26日に、独占禁止法^(注2)の改正にかかわる報告書を公表した。これが、「独占禁止法基本問題懇談会報告書」（以下、「報告書」）^(注3)と呼ばれるものである。

2005年の独占禁止法の改正^(注4)にあたり、「政府は、この法律の施行後二年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」という規定が設けられた（2005年改正附則13条）。

これを受けて懇談会で検討が進められてきた。その結果がこの報告書である。

（注1）独占禁止法基本問題懇談会の座長は、塩野宏氏（東大名誉教授）。

（注2）独占禁止法の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」。

（注3）以下の内閣府のホームページ参照。

<http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/finalreport.htm>

なお以下の公正取引委員会のホームページからもリンクされている。

<http://www.jftc.go.jp/kentoujyoukyou060728.html>

（注4）課徴金の算定率の引上げ、課徴金減免制度の導入、犯則調査権限の導入、審判制度の見直し等を内容とする独占禁止法の改正である。成立は2005年（平成17年）4月20日で、施行は2006年（平成18年）1月4日であった。

2. 報告書の概要

報告書では、「課徴金制度の在り方」と「審判、行政調査手続等の在り方」について検討し、次の

ように結論をまとめている。

(1) 課徴金制度の在り方

「課徴金制度の在り方」^(注5)については、次の事項が掲げられている

引き続き、課徴金と刑事罰を併存・併科することが適当である。

課徴金は違反抑止のための処分であるから、「違反行為をする動機付けを失わせる」のに十分な水準に設定すべきである。

事業者が単独で又は他の事業者と共同して、新規参入を妨害したり、既存の事業者を市場から退出させるなど、他の事業者の事業活動を排除することで、市場における競争を実質的に制限する「排除型の私的独占」^(注6)をも、課徴金の対象とすることが適当である。

取引拒絶、不当廉売、再販売価格拘束、ぎまんの顧客誘引、抱き合わせ販売、優越的地位の濫用などの「不公正な取引方法」については、課徴金の対象とすることは不適當であるという立場と、必要なものについては課徴金の対象とすべきであるという立場に分かれた。

課徴金と民事上の損害賠償金等とはそれぞれ趣旨・目的が異なっており、それらの調整を制度上図る必要はない。

(注5) 「違反行為抑止のための行政上の金銭的不利益処分」のこと。報告書では、現行の課徴金制度に縛られず検討を行うため、「課徴金」の代わりに「違反金」という用語を用いている。

(注6) 以下の公正取引委員会のホームページ参照。
<http://www.jftc.go.jp/dk/qa/index.html>

(2) 審判、行政調査手続等の在り方

「審判、行政調査手続等の在り方」については、次の事項が掲げられている

2005年改正により導入された、公正取引委員会の排除措置命令・課徴金納付命令に不服がある場合に被処分者の請求により審判が行われる「不服審査型審判方式」は、処分の早期化・審判件数の減少等一定の成果を上げていると考えられることから、当面は、これを維持することが適当である。

審判に対する信頼性を一層高める見地から、審判官の構成、審判官作成の審決案の取扱い等に関し所要の措置を講ずることが適当である。(例えば、審判官の構成について、公正取引委員会の外部から任用される法曹資格者等の数を一定数以上とすることなどが掲げられている。)

3 . 今後の動向

公正取引委員会の「2007年6月27日付 事務総長定例会見記録」によれば、来年の通常国会への改正案の提出が目指されている。

(注7) 以下の公正取引委員会のホームページ参照。
<http://www.jftc.go.jp/teirei/h19/kaikenkiroku070627.html>